



「わくわく体験（オープン保育）」を開催

市内の「保育所（園）」「認定こども園」の生活や遊びの様子を知っていただくために、「わくわく体験（オープン保育）」を開催します。

【10月の予定】

園 名	日 時	所在地	電話番号
心光こども園（私立）	10月 5日（水）10時～11時	新宮町仙正187-4	75・3318
揖西東こども園（公立）	10月 6日（木）10時～11時	揖西町清水30-1	66・0270
揖西中こども園（公立）	10月 7日（金）10時～11時	揖西町構47-1	66・2405
小宅北こども園（公立）	10月12日（水）10時～11時	龍野町片山6	63・0487
御津南こども園（公立）	10月13日（木）10時～11時	御津町岩見320	322・2502
誉田こども園（公立）	10月14日（金）10時～11時	誉田町広山507-5	63・0816
岩見保育所（私立）	10月18日（火）10時～11時	御津町岩見1462	322・3657
香島保育園（私立）	10月19日（水）10時～11時	新宮町香山1430-1	77・1014
小宅南こども園（公立）	10月20日（木）10時～11時	龍野町富永404	63・4640
神岡保育所（公立）	10月21日（金）10時～11時	神岡町田中668-2	65・1193

内 容 1時間程度の施設見学、生活・遊びの見学など（現地集合・現地解散）
 ※大人のみの参加も可 ※大人の方はマスク着用
 ※上履き持参（お子さんも可能であればご準備ください）
 ※新型コロナウイルスの感染状況によっては延期となる場合があります。

申込方法 申込書を幼児教育課もしくは各総合支所地域振興課へ提出、または右のQRコードからお申し込みください。



※申込書は幼児教育課および各総合支所地域振興課に設置しています。▶**幼児教育課**（☎64・3126）



令和5年度就学時健康診断を実施

来年度、市内の小学校に就学されるお子さんの健康診断を実施します。詳しくは、該当するご家庭へ10月下旬頃に送付する案内をご覧ください。

龍 野 地 域	①龍野小、揖西東小、揖西西小			
	実施場所	実施日	受付開始時刻	開始時刻
	はつらつセンター	12月8日（木）	13:00	13:30
	②小宅小			
	実施場所	実施日	受付開始時刻	開始時刻
	はつらつセンター	10月31日（月）	Aグループ 13:00 Bグループ 13:50	13:30 14:20
新 宮 地 域	③揖保小、誉田小、神岡小			
	実施場所	実施日	受付開始時刻	開始時刻
	はつらつセンター	10月27日（木）	13:00	13:30
	実施場所	実施日	受付開始時刻	開始時刻
揖 保 川 地 域	播磨高原東小	11月24日（木）	13:00	13:15
	新宮総合支所	12月15日（木）	西栗栖・東栗栖・新宮小学校区 13:00	13:30
			香島・越部小学校区 13:40	14:10
御 津 地 域	実施場所	実施日	受付開始時刻	開始時刻
	揖保川文化センター	12月1日（木）	13:00	13:30
御 津 地 域	実施場所	実施日	受付開始時刻	開始時刻
	御津公民館	11月18日（金）	13:00	13:30

▶**学校教育課**（☎64・3179）



New!

敬老えらべるギフトカタログをお届けします！

コロナ禍での新しい生活様式に対応した敬老事業として、市内事業者が取り扱う商品やサービスをお選びいただきお届けする「敬老えらべるギフト事業」を実施します。

50種類の商品を掲載したギフトカタログを配布しますので、お好みの一品をお選びいただき、長寿の記念品としてお受け取りください。



対 象 者 市内に住所を有する数え年75歳以上の方（昭和23年12月31日以前生まれの方）

カタログの配布時期 9月上旬（自宅へ郵送）

申込方法 ギフトカタログに同封の申込書に希望商品、電話番号等を記入の上、返信用封筒で郵送または高年福祉課、各総合支所地域振興課窓口へ提出

※第1希望の商品が万が一、品切れとなった場合は、第2・第3希望の商品をお届けしますので、第3希望まで記入してください。（先着順）

※商品によっては、お申し込みからお届けまで1カ月程度かかる場合があります。

申込期限 12月31日（土）（当日消印有効）

▶**高年福祉課**（☎64・3152）



防犯機能付き電話機の購入費用の一部助成

特殊詐欺は、詐欺犯からの1本の電話がきっかけとなり、言葉巧みに高齢者を騙し、金融機関からお金を振り込ませます。そこで、高齢者を含む世帯が防犯対策として「防犯機能付き電話機」を購入する費用の一部を補助しています。

8月末時点で補助台数にまだ余裕がありますので、この機会に防犯機能付き電話機を購入しませんか？

補助対象世帯

- ・市内に住所を有し、申請日において、満65歳以上の方を含む世帯
- ・令和4年4月1日以降に対象の電話機を購入された世帯
- ・居住する世帯員全員が市税を滞納していない世帯
- ・防犯電話機を設置した住宅に居住している世帯



対 象 機 器

- ・事前に登録していない電話番号からの着信に対し、ボタンが光るなどの注意を促す機能がある。
 - ・通話内容を自動的に録音する機能および着信相手に対し録音を行う旨の通知をする機能がある。
- ※公益財団法人全国防犯協会連合会が優良防犯機能付き電話機として推奨しているもの。

補 助 金 額 8千円を上限として補助します。

※8千円を下回った場合は千円未満を切り捨てた金額とします。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、危機管理課へお問い合わせください。

▶**危機管理課**（☎64・3219）